

発議第 4 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（平成3年松伏町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

（2）法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

第1条第4号を次のように改める。

（4）法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年12月13日提出

提出者	松伏町議会議員	山 崎 善 弘
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勝
賛成者	松伏町議会議員	高 橋 昭 男
賛成者	松伏町議会議員	佐々木 ひろ子
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勉

提 案 理 由

本会議における公聴会参加者等に対し、実費弁償を支給することができることとしたので、この案を提出するものである。